

公の施設の見直しについて

施設の設置目的の達成状況や周辺で提供されるサービスの状況を踏まえ、下記のとおり見直しを実施

(◎これまでに報告済みの施設 ※今回新たに報告する施設)

<提言：先駆的な施策展開のために設置された施設>

◎〔保健環境科学研究所〕

- 見直しの内容 機能の一部廃止
- 実施時期 平成20年度末（平成21年2月議会で廃止条例議決）
- 見直し理由
 - ・県民等からの依頼検査（公の施設機能）は、民間の検査機関で同等の検査が対応可能で、近年実績もないため。
 - ・なお、行政機関（試験研究機関）としては引き続き存置し、必要な行政検査は実施。

◎〔高度情報化センター（東部・中部・西部）〕

- 見直しの内容 廃止
- 実施時期 平成21年度末（平成21年6月議会で廃止条例議決）
- 見直し理由
 - ・パソコンやインターネットの普及率が向上し、県民向け情報リテラシー（活用能力）向上事業は市町村や民間でも相当程度行われているため。
 - ・なお、企業向けのIT活用支援機能（東部）については、産業高度化支援センターへ移管。

◎〔総合福祉センター（東部・西部）〕

- 見直しの内容 機能の一部廃止（介護用品展示を廃止）
- 実施時期 平成21年度末（平成21年6月議会で改正条例議決）
- 見直し理由
 - ・福祉用具を取り扱う民間事業者が増加し、県が役割を担う必要性が薄れたため。

◎〔生涯学習推進センター〕

- 見直しの内容 青少年の家へ移転・統合
- 実施時期 平成22年4月（平成21年6月議会で改正条例議決）
- 見直し理由
 - ・施設の一体的運営により効率化を図るとともに、宿泊機能を利活用し研修内容を強化するため。

＜提言：民間や市町村の施設と機能が重複する施設＞

※〔ふれあいの里奥出雲公園（三瓶自然館附属施設）〕

- 見直しの内容 廃止
- 実施時期 平成21年度末（平成21年11月議会で改正条例議決）
- 見直し理由 ・利用者が減少傾向にあり、今後大幅な増加が見込める状況にないこと、類似の施設が周辺にできたことで当該施設の役割は終えつつあると判断されるため。

※〔県民の森の一部（研修館、オートキャンプ場等）〕

- 見直しの内容 廃止（飯南町へ譲渡）
- 実施時期 平成21年度末
（平成21年11月議会で処分議案及び改正条例議決）
- 見直し理由 ・当該施設は森林セラピー基地に認定されており、飯南町は、施設の一部を活用しながらセラピー事業を推進・展開していることから、町が所有・管理することが町独自の取り組みを進めることに寄与するため。

＜提言：市町村設置施設と一体的に利用されている施設＞

※〔北の原野営場（三瓶自然館附属施設）〕

- 見直しの内容 廃止（大田市へ譲渡）
- 実施時期 平成21年度末
（平成21年11月議会で処分議案及び改正条例議決）
- 見直し理由 ・周辺に大田市が設置する類似施設等があること、また当該施設の底地が大田市の所有であることなどから、市が一体的に所有・管理することが効果的、効率的であるため。

＜提言：利用者が少なく改善が困難な施設＞

◎〔ライフル射撃場〕

- 見直しの内容 廃止
- 実施時期 平成21年度末（平成21年6月議会で廃止条例議決）
- 見直し理由 ・利用者が特定の団体に所属している者に限られていることに加え、近年の利用者が減少しているため。